

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1
氏 名 株式会社 富士クリーン
代表取締役 馬場 太一郎
電話番号 087-878-3111

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号			令和7年8月12日	7	循環第	102015	号
変 更 事 項			変 更 前		変 更 後		
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		再資源化の再利用		変更無し		
	循環的な利用の方法		再生利用		変更無し		
	循環的な利用の概要		不要となった太陽光パネルを選別し、金属くず及び廃プラスチック類は有価物として売却、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは再資源化を行う。		変更無し		
	事業場の所在地		香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24		変更無し		
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無		無		変更無し		
	県外産業廃棄物	一般的な名称	太陽光パネル、ガラスくず		変更無し		
		種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		変更無し		
		性状	固形状		変更無し		
		一年あたりの最大取扱量	56.35t/年		56.65t/年		
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙のとおり		同左	
		住所又は所在地		別紙のとおり		同左	
		排出事業場	名称	別紙のとおり		同左	
			所在地	別紙のとおり		同左	

(第2面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	施設の種類及び設置場所		産業廃棄物の選別施設 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24	変更なし
	施設の処理能力		228 t / 年：選別	変更なし
	施設の位置、処理方式、構造及び設備		・施設の位置：香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24 ・処理方式：選別 ・構造及び設備：フレーム等除去装置 1 基 手動式カバーガラス除去装置 1 基 詳細は別紙のとおり	
	循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	排ガス及び排水は生じない	変更なし
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス及び排水は生じない	変更なし
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		発生無し	変更なし
	その他循環利用施設の構造等に関する事項		発生無し	変更なし
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		発生無し	変更なし
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		発生無し	変更なし
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項		使用前には施設の点検を実施してから運転を開始すると共に、使用後は施設周辺の清掃を行う。 また、年1回以上業者によるメンテナンスを実施する。 異常事態発生時には、速やかに施設の稼働を停止し、責任者に速やかに連絡して同者指示のもと対応する。また、必要に応じて関係機関に連絡する。	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理		無	変更なし	
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）		令和6年度実績：16.6 t	令和6年度実績：16.6 t	

(第3面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	種 類	① 金属くず ② 廃プラスチック類	変更無し
		性 状	①固形状 ②固形状	変更無し
		1年当たりの最大製造量	① 38.3 t/年 ② 46.8 t/年	変更無し
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容	—	変更無し
		再生品の利用又は取引の見込み	① 買取業者に売却 ② 買取業者に売却	変更無し
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一 般 的 な 名 称	①ガラス (小) 、プラスト材 ②ガラス (大) 、ガラス (中)	変更無し
		種 類	①金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	変更無し
		性 状	①固形状 ②固形状	変更無し
		1年当たりの最大発生量	① 2.5 t/年 ② 140.4 t/年	変更無し
		処 分 方 法	①自社の管理型最終処分場にて埋立処分 ②セメント会社にて焼成後、セメント製品にする。 ③ガラス再資源化業者にて再資源化	変更無し
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			2021年3月 太陽光パネル選別施設の許可取得 現在に至る	
変更予定年月日			変更協議結果通知書の交付日	
変更の理由			排出事業者の追加	
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合				
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			無	
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。